

鳥取市水道事業給水装置検査規程

平成10年3月27日
鳥取市水道事業管理規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、鳥取市水道事業給水条例(昭和48年鳥取市条例第58号。以下「条例」という。)第7条第3項、第22条及び第34条の規定により、指定給水装置工事事業者等が施行した給水装置工事が、適正に施工された給水装置であるか否かの判断基準を明確化し必要な技術的事項を定め、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の定義)

第2条 検査とは、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していることの確認を行うための検査(しゅん工検査及び管理者が必要に応じて行う検査)をいう。

(検査員)

第3条 検査は、管理者が命じた職員(以下「検査員」という。)が行う。

(検査の時期)

第4条 検査は、しゅん工検査にあつては(修補の完了を含む。)検査の申込みがあつたときに実施し、管理者が必要に応じて行う検査は、その都度行うものとする。

(検査実施の通知)

第5条 検査は、日時その他必要な事項をあらかじめ関係者に通知して行うものとする。ただし、特別の事情のある場合は、この限りでない。

(検査実施の準備)

第6条 検査員は、検査をしようとするときは、関係者に対して水圧テストポンプ、残留塩素測定器、その他必要と認める用具並びに関係資料を準備させることができる。

(検査の方法)

第7条 検査は、当該工事を対象として、施行令第6条及び条例に基づき、検査種別及び検査項目チェックシート(様式第1号)により、行うものとする。

(検査の立会い)

第8条 検査員は、条例第34条に規定する検査を行うときは、当該給水装置工事を施行した給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることができる。

(報告又は資料の提出)

第9条 検査員は、指定給水装置工事事業者等に対し、当該指定給水装置工事事業者等が施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料を提出させることができる。

(工事の修補)

第10条 検査員は、検査の結果、不適合と認められるときは、工事修補通知書(様式第2号)により申込者に修補を通知する。

2 前項の修補が完了したときは、改めてしゅん工検査を行うものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、給水装置工事の検査に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日水道規程第3号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日水道規程第2号抄)

(施行期日)

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月28日水道規程第2号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月30日水道規程第10号)
この規程は、令和元年10月1日から施行する。

検査種別及び検査項目チェックシート

		給水番号	
工 事 の 場 所			
指定給水装置工事事業者			
給水装置工事主任技術者			
申 請 者			
検 査 年 月 日		年	月 日
検 査 員			

(現地検査)

A:給水装置工事主任技術者

B:検査員

		検 査 の 内 容	A	B	備 考
屋 外 の 検 査	分岐及びメーター位置	・正確に測定されていること。			
	水道メーター、 メーター用止水栓	・水道メーターは、逆付け、片寄りがなく、水平に取付けられていること。 ・計量、取替に支障がないこと。 ・止水栓の操作に支障のないこと。 ・止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。			
	埋 設 深 さ	・所定の深さが確保されていること。			
	管 延 長	・しゅん工図面と整合すること。			
	ボ ッ ク ス 類	・傾きがないこと、及び設置基準に適合すること。			
	仕 切 弁	・スピンドルの位置がボックスの中心にあること。			
配 管	配 管 (注1)	・延長、給水用具等の位置がしゅん工図面と整合すること。 ・配水管の水圧に直接影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 ・配管の口径、経路、構造等が適切であること。 ・水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保等がなされていること。 ・クロスコネクションがなされていないこと。			
	接 合	・適正な接合が行われていること。			
	管 種	・性能基準適合品の使用を確認すること。			
給 水 用 具	給 水 用 具	・性能基準適合品の使用を確認すること。			
	接 続	・適切な接続が行われていること。			

受水槽	吐水口空間の測定	・吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。			
機能検査		・通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態などについて確認すること。			
耐圧試験		・原則として1.75MPaの水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けなどのないことを確認すること。			
水質	残留塩素	・0.1mg/L以上であること。			
	臭気	・観察により異常でないこと。			
	味	・観察により異常でないこと。			
	色	・観察により異常でないこと。			
	濁り	・観察により異常でないこと。			

(書類)

A:給水装置工事主任技術者

B:検査員

	確認内容	A	B	備考
位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されていること。 ・工事箇所が明記されていること。 ・方位が記入されていること。 ・メーター位置が記入されていること。 			
平面図及び立体図	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。 ・道路種別等付近の状況がわかりやすいこと。 ・隣接家屋等の境界からの引き込み位置が記入されていること。 ・平面図と立体図が整合していること。 ・各部の材料、口径及び延長が記入されており、 <ul style="list-style-type: none"> ①給水管の材質は、適合品が使用されていること。 ②構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。 			

(道路)

A:給水装置工事主任技術者

B:検査員

	確認内容	A	B	備考
土工事	<ul style="list-style-type: none"> ・良質な土砂を用いていること。 ・土砂を十分締固めること。 			
道路復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・在来舗装と同等以上の強度及び機能を確保するものとし、舗装構成は、道路管理者が定める仕様書によるほか、関係法令等に基づき施工すること。 ・既設の区画線及び道路標示を溶着式により施工し、標識類についても原形復旧すること。 	(注2)		

(注1) 検査確認を行うことが困難な部分については、工事記録写真を提出すること。

様式第2号(第10条関係)

工 事 修 補 通 知 書

年 月 日

指定給水装置工事事業者
所在地名称及び代表者 様

鳥取市水道事業管理者
印

下記工事について 年 月 日 検査したところ、不適合と認められるので下記のとおり修補を通知する。

施 工 年 度	年 度	給 水 番 号	
工 事 の 場 所	鳥取市		
工 事 の 種 別	新設 改造(改造・増設・変更) 修繕 撤去		
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者			
指 定 給 水 装 置 工 事 主 任 技 術 者			
完 成 検 査 年 月 日	年 月 日		
修 補 事 項			
検 査 員			